

## 淀川水系流域委員会 第49回委員会 結果概要

開催日時：2006年2月13日（月）16：00～18：24

場 所：大阪府中央公会堂 3階 中集会室

参加者数：委員 21名、河川管理者（指定席）19名

一般傍聴者（マスコミ含む）112名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
  - ①委員会の運営方針について
  - ②部会等の委員構成、部会長の選出
  - ③その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取

### 1. 決定事項

- ・審議資料2「地域別部会・テーマ別部会・WGの委員構成一覧表（案）」の通り、各部会とWGの委員構成が決定した。
- ・部会委員の互選により、下記の通り、部会長が選出された。

|               |          |
|---------------|----------|
| 琵琶湖部会部会長      | 中村正久委員   |
| 淀川部会部会長       | 村上興正委員   |
| 猪名川部会部会長      | 角野康郎委員   |
| 木津川上流部会       | 川上聰委員    |
| 住民参加部会部会長     | 三田村緒佐武委員 |
| 利水・水需要管理部会部会長 | 荻野芳彦委員   |

### 2. 報告の概要

庶務より報告資料1を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた後、委員長より挨拶がなされた。その後、河川管理者より委員異動について報告された。主な内容は以下の通り。

- ・流域委員会は転換期にさしかかっている。完全に終わったわけではないが、ダム審議にも一区切りが付いた。これからの流域委員会は、今後示されるであろう河川整備計画原案への意見をまとめていく必要がある。また、ダム審議により中断していたテーマ別部会においても審議をし、結果を報告する必要がある。忙しくなるが、経費等の面から、開催回数は減る傾向になるだろう。ただ、会議を非公開にすることではなく、能率を上げて、審議内容を濃くして

いくための処置だと考えている。河川管理者、一般傍聴者には、今後ともよろしくお願ひ申し上げたい（委員長）。

- ・安田委員、寺西委員から辞任の申し出があり、2月1日付けで委員委嘱を免じる辞令を交付させて頂いた（河川管理者）。

←新委員の補充についてはどう考えていくのか（委員）。

←委員選定には推薦委員会の推薦という手続きを経ている。再度、新委員を追加する場合にも一定の手続きが必要だと考えている。第2次流域委員会の新委員推薦手続きには半年程度の時間をかけて頂いた。推薦委員会から追加委員を推薦して頂いたとしても、来年2月までの非常に短い任期になってしまうため、現時点では、委員の追加は考えていない。来年2月以降の新委員推薦手続きの中で次期委員を適切に選定していきたい（河川管理者）。

### 3. 審議の概要

#### ①委員会の運営方針について

原則としては、これまでの委員会運営方針を受け継いでいきたいと考えているが、一般傍聴者からの意見聴取の方法について検討したい。ご意見を伺いたい（委員長）。

- ・住民参加という視点から見て一般傍聴者からの意見には貴重な意見が多く、十分反映させながらやってきたが、中には意見の重複も見られた。また、同じ会議資料を何度も配付してきた。経費面から見ても、改善できる場所は無いとあるのではないかな。
- ・一般傍聴者からの意見には、当日の審議とは関係のない意見も多い。当日の審議に関する意見を出して欲しい。
- ・参考資料1として一般傍聴者の意見が配布されているが、非常に長い意見もあるので、枚数制限等を考えてはどうか。一般傍聴者の発言時間も長くなってきているので、もう少しコンパクトにして頂くことはできないか。

←参考資料1の位置付けについて第一次委員会では「委員が参考にする資料」という議論をしたことがあったと思う。委員にも一般傍聴者にも理解して頂いていない面がある。また、「一般意見に対する委員会の反応が少ない」という一般意見が寄せられているが、あえて、反応していない面もある。一般傍聴者からの意見に関するルールを明確にしておいた方がよい。

- ・環境省では、一般から寄せられたパブリックコメントをカテゴリ毎に分類して、「受け入れました」「検討します」等の対応状況を示している。流域委員会でも、何度も出されている一般意見については、委員会として対応してもよいのではないかな。

←一般意見に回答するためには回答書を作成するための膨大な作業が発生するだろう。かなりの作業を覚悟しなければならない。1つの方法としては、委員会終了後に委員に声をかけて頂いて委員個人で対応していくということも考えられるだろう（委員長）。

←一般意見の内容によっては、委員で分担を決めて、回答案を示してはどうか。

←第一次委員会では、意見書等がまとまった段階で、それまでに寄せられた一般意見に対す

る流域委員会の考え方を庶務とともにとりまとめたことがある。区切りのよいところでQ & Aのようなものを作成するのも1つのやり方だ。

←Q & Aを出すのは賛成だが、庶務の協力のもと、住民参加部会がとりまとめて報告する形が望ましい。いずれによせ、一般意見への対応に関しては、運営会議や住民参加部会で議論をしていく必要がある。

←区切りがついた段階で一般意見に対する委員会の考え方をQ & Aのような形式で示していくことには賛成だ。典型的な意見への回答だけでもよいので、HP等で発表していけばよいのではないか。ただし、一字一句に対して委員会としての責任を持つ必要があるため、大変だとは思いますが、委員会の志からしても、やっていかなければ一般の方々にも納得して頂けないのではないか。

- ・流域委員会は他の委員会に比べれば、一般意見を聴きながらやってきている。「まだまだ不十分だ」という意見も分かるが、今後どのようにしていけばよいのか。次回の委員会から新たな試みを行い、駄目であれば、改善していく。ご提案があれば、ぜひ、庶務まで頂きたい(委員長)。
- 「一般傍聴者からの意見聴取の方法」等について、一般傍聴者からの意見聴取が行われた。主な意見は以下の通り。
  - ・公開の原則を守って非公開会議やMLを希望者に公開すべき。一般意見に対する反応が鈍いので、コメントすべきだ。傍聴者の発言時間を5～6分にして、住民意見の反映に積極的に努めて頂きたい。「一般からの意見の枚数制限をすべき」という意見もあったが、やるべきではない。書くべき内容があるから枚数が必要になる。できるだけ制限することなく、意見を出してもらうことが本来ではないか。
  - ・多くの一般傍聴者が参加しているが、発言されずに帰られる方がほとんどだ。そこで、休憩時にアンケートをとって一般傍聴者の意見を把握し、委員会側から一般傍聴者の意見発表を促すといった取り組みもあればよいと思う。
  - ・河川法改正は住民参加が最大のテーマだ。この点をどう考えるかだろう。地域によっては流域委員会だけで整備計画を策定していこうとしているところもある。淀川水系流域委員会でも住民参加は十分にはできていない。流域のことをいちばん理解しているのはその地域に住んでいる住民だ。一般から提出された意見には委員会として責任を持って対応していかないといけない。それが淀川モデルではないか。

## ②部会等の委員構成、部会長の選出

審議資料2「地域別部会・テーマ別部会・WGの委員構成一覧表(案)」の通り、各部会の委員構成が決定された。これを受けて、部会委員の互選(部会委員による無記名投票。開票は委員1名、河川管理者1名の立ち会いで行う。総投票数の過半数を得た委員がいた場合はその委員を部会長とする。過半数を得られなかった場合は決選投票を行う。決選投票で同数票の場合は抽選を実施)により部会長の選出が行われ、「1.決定事項」の通り、各部会長が選出された。

### ③その他

流域委員会の今後のテーマ等について議論がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・流域委員会は「新たな河川整備を目指して」という提言を作成し、この提言に沿って議論してきた。しかし、今回示した「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」では、これまでとは違った意見を出された委員もいる。必ずしも第一次委員会の考え方と同じ意見を持つ必要はないが、これまでにどういう考え方で審議をしてきたのか、次回の委員会で再確認したいと考えている（委員長）。
- ・委員会運営については、規約第12条「本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるが、その際、付録に示す淀川水系流域委員会準備会議の答申、準備会議資料及び議事録を参考にする」となっている。準備会議の答申には、流域委員会の基本的な立場が網羅されている。各委員はこれに目を通して頂ければと思っている（委員長）。
- ・流域委員会は発足して5年たったが、準備会議の構想については十分に自覚を持って頂き、さらに発展して頂いていると思っている。ただ、委員各自が当初持っていた意気込みや考え方が少し薄れてきている部分はあるのではないかと。今後示される河川整備計画原案への意見を述べるのが法律で明確に定められた流域委員会の役割だ。ここで気を引き締めて、淀川モデルを意識しながら、役目を果たしていかなければならない。会議回数が非常に多いため、委員の負担も大きいですが、部会は必ずしも十分な人数ではない。できるかぎり出席して十分な検討をして頂きたい。委員自らが意識に目覚めて新しいものを作っていくという意気込みが大事であり、ポイントだ。

### 4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ、2名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・意見書 No. 689「岩倉峡流下能力の再検討 その2」を提出している。河川管理者が流下能力検討会の結論をもこけにした危険極まりない数値にこだわる本質的な理由を指摘しているので、ご参照頂きたい。他にも2つの問題を指摘しておく。近畿地方整備局が平成16年12月に発表した「三重県伊賀水道用水供給事業について」は、県集約の給水対象6市町村における水需要推計は平成14年度までは実績だったが、平成15～30年度は推計だった。平成15、16年度の実績値は、現在給水人口89063人、一日最大給水量45285m<sup>3</sup>、一日平均給水量39252m<sup>3</sup>となっており、平成14年に比べ給水普及地域が増え現在給水人口が1650人以上増えたにもかかわらず、一日最大給水量は3078m<sup>3</sup>減少し、推計からは6307m<sup>3</sup>減少していた。これは現伊賀市給水区域内の著しい人口減少に起因している。2年で3078m<sup>3</sup>減少すると考えると、平成17～30年度で21546m<sup>3</sup>減少し、平成14年度実績一日最大給水量48365m<sup>3</sup>が26817m<sup>3</sup>になり、業務・営業用と工場用の新規開発需要推計分7812m<sup>3</sup>を足しても34629m<sup>3</sup>で満足できる実態になり、推計合計の半分以下になる。平成30年度でも残す自己水源分の推計は34069m<sup>3</sup>なので工夫で対応できる範囲だ。川上ダムが建設中止になれば、撤退責任分担金も不要になり、モニター水

源での水利権も暫定でなくなる。伊賀市には、水道料金 2～3 倍になるダム受水を選ばず、市民の利益と福祉のために三重県と協同し毅然とした対応を望む。また、委員会も人口減少を直視し、水需要管理体制が実行され得る法制度の整備を求めて頂きたい。2つめは法制度の整備についてだが、社会的合意を基本とする公共事業事前評価法の制定を含め、河川法、水資源開発法に関連するダムを含む公共事業の犠牲者救済、土地利用規制、ダムの撤去、水資源機構職員の仕事の確保、慣行水利権問題の整理、水利権の移転と融通、その他現在の法制度の未整備が目立つ。この法制度がない限り、なかなか前へ進まない。委員会でも積極的に議論をして、法整備の方向を打ち出して頂きたい。

- ・第4回世界水フォーラムがメキシコで開催され、日本からは4名の子供たちが参加する。日本の水需要と世界の水需要は無関係ではない。日本はかなり恵まれている。その辺りについても議論して意見を示して欲しい。また、農業土木学会の資料を委員会で取り上げ、事業中の5ダムと耐震問題に関連した議論をしてほしい。今回の意見書に対する住民意見を募集するチラシ等を配布して、「しっかりしてや流域委員会」等の住民対話集会を再度開催して欲しい。流域委員会には初心に立ち返った議論をして頂きたい。

以上